

## 村山市空き店舗等活用事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の空き店舗、空き家、空き事業所（以下、「空き店舗等」という。）の活用を促進することにより、商工業の振興及び新たな雇用の創出と地域の活性化を図るため、空き店舗等を活用して事業を行う者に対して、村山市補助金等交付規則（昭和37年村山市規則第13号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、空き店舗等とは、過去に店舗、工場、住居、事務所、倉庫であった建物で3ヵ月以上利用されていないものをいう。ただし、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）に規定する大規模小売店舗内のものを除く。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者は、空き店舗等を購入し、又は賃借して出店する個人又は法人であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 空き店舗等の所有者と同一世帯又は生計を一にしない者
- (2) 空き店舗等の所有者の三親等以内でない者
- (3) 事業を営もうとする空き店舗等で1年以上事業を継続できる者
- (4) 市内で営業している店舗等から空き店舗等に移転して営業を行う場合は、移転前の店舗等が自らの意思で休業又は廃業としないこと
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる目的とする事業者、暴力団又は暴力団員等の統制下にある事業者でない者
- (6) 市税等を滞納していない者

### (補助対象業種)

第4条 補助金の対象となる業種は、日本標準産業分類（統計法（平成19年法律第53号）第28条第3項の規定により総務大臣が公示したものをいう。）に掲げる次の業種とする。ただし、公序良俗に反するものを除く。

- (1) 織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業
- (2) 宿泊業、飲食サービス業
- (3) 生活関連サービス業
- (4) 製造業
- (5) 建設業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、商工業の振興及び新たな雇用の創出と地域の活性化に資するものとして市長が特に必要と認めるもの

### (補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表に規定する店舗等購入費、店舗等賃借料、店舗等改装費の経費とする。ただし、空き店舗等を併用住宅として活用する場合は、住宅部分の経費を除く。また、店舗等賃借料については、村山市の本要綱によらない他の補助金を受ける場合は補助対象外とする。

- 2 国、県その他の公共団体等から補助または寄付を受けるときは、当該補助額を補助の対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付する補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、村山市空き店舗等活用事業補助金申請書(様式第1号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定通知)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行い、村山市空き店舗等活用事業補助金交付決定書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請の変更)

第9条 補助事業者は、当該決定を受けた後において、事業を中止、または補助金額の増額、または3割を超える補助金額の減額を行う場合は、村山市空き店舗等活用事業補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)に変更内容が確認できる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第10条 市長は前条の規定による変更申請を受けたときは、その内容を精査し、補助金の変更交付の可否を決定し、村山市空き店舗等活用事業補助金変更(中止)承認決定通知書(様式第4号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助金に係る事業が完了したとき(当該事業を変更し、又は中止したときを含む)は、当該事業の完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、村山市空き店舗等活用事業補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象経費の領収書又は支払いを証明する書類の写し、改装後の完成写真  
(改装費が補助対象の場合)
- (2) 賃貸借契約書の写し(賃借料が補助対象の場合)
- (3) 売買契約書の写し(購入費が補助対象の場合)
- (4) 事業を開始したことが証明できる書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたと

きは補助金の額を確定し、村山市空き店舗等活用事業補助金確定通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条に規定する補助金の確定通知を受けた交付決定者は、速やかに村山市空き店舗等活用事業補助金請求書（様式第7号）により市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の返還）

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定者に既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（1）虚偽又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき

（2）開業後1年以上事業を継続して実施しなかったとき

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第5条・第6条関係）

項 目	補助対象経費	補助金の額
店舗等購入費	事業の用に供する建物、土地の取得費用	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、100万円を上限とする。賃借料は、事業を開始した日の属する月の翌月から1年間に限る。
店舗等賃借料	空き店舗等の賃借料（敷金、礼金、保証金、管理費、共益費その他のこれらに類する費用は除く。）	
店舗等改装費	内装工事、外装工事、給排水設備工事、電気・ガス工事、サイン工事、空調施設等の附帯設備及び外構工事に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額とし、50万円を上限とする。